特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金に関する事務				
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番101の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会				
③システムの名称	臨時特別給付金システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既 存住民基本台帳システム、税務システム				
2. 特定個人情報ファイ	ル名				
住民税非課税世帯等に対する	緊急支援給付金情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の101の項				
4. 情報提供ネットワーク	ウシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	の根拠・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	福祉健康局福祉政策課				
②所属長の役職名	福祉健康局福祉政策課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電 話076-220-2348				
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	福祉健康局福祉政策課 電話 076-220-2288				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	05年12月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年12月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	重点項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
載されている。						
2. 特定個人情報の入手	F(情報提供ネットワーク	システムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用	1					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	移転(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを通	じた提供を除 [C]提供・移転しない			
へ。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワーク	ウシステムとの接続	[手)	続しない(入]接続しない(提]			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管	管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[C] 自己点検	[C] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育	* 啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付 金を支給するため、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の135の項	番号法第9条第1項 別表第1の101の項	事後	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2の157の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2の121の項	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月13日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月13日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	